

研究会検討委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会（以下協議会という）会則第9条第1項第3号に基づき設置された京都地区協議会研究会検討委員会（以下委員会という）に関する必要な事項を定める。

(事 業)

第2条 委員会は協議会が開催する研究会について検討を行い、研究会を開催する。

(委 員)

第3条 委員会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 協議会研究会検討委員会委員長
 - (2) 研究会当番校2校
 - (3) 次年度の委員長館、次年度の研究会当番校2校
- 2 委員及び委員長は協議会総会で選出する。
 - 3 委員の委嘱は協議会理事校が行う。
 - 4 委員の任期は、2年とする。

(運 営)

第4条 委員長は議長となり、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は第2条に定めることを達成するために必要な事項について審議する。
- 3 委員会で審議した事項は協議会で報告する。

(経 費)

第5条 委員会の経費は、協議会からの交付金その他の収入をもって充てる。

(改 廃)

第6条 本規程の改廃は、協議会の議を経て行う。

(附 則)

この規程は平成26年4月1日から施行する。